

パナマにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	輸出入規制・関税・通関規制	日機輸	(1)	個人消費品への輸入規制	<p>・個人消費の輸入荷物(日本食や日用品)につき、年間輸入回数や重量制限が2016年7月11日より適応された。</p> <p>< 規制詳細 ></p> <ul style="list-style-type: none"> - 年間送付回数制限 : 3回まで - 1回の個人輸入重量制限 : <ul style="list-style-type: none"> -- 単身者: GROSS 5KGまで (実質4KG) -- 帯同者: GROSS 10KGまで (実質9KG) - 当局に対して事前に輸入申請が必要パスポートを提示し個人ごとの申請登録が必要 - 1アイテムごとに2ドルの費用の当局への支払義務 - 1kg相当のサンプル検収実施 (不特定) 	・制限緩和を検討して頂きたい。	
14	税制	日機輸	(1)	CAIR (Alternative minimum income tax)	<p>・パナマ法人は以下の何れか高い方を支払う。</p> <p>法人税 25%(課税所得X25%) 総所得の4.67%</p> <p>2015年度課税についてCAIR適不適用を要望も却下、現在当局と係争中。(追加)</p>	・CAIRの適用除外措置の緩和、撤廃。	
		日機輸	(2)	税務調査の遅延	<p>・2012年5月に実施された税務調査案件が未解決。</p> <p>対象期間: 2008年度、2009年度 (継続)</p>	・手続き時間の短縮化。	
16	雇用	日機輸	(1)	ビザの更新・発給におけるパスポート保留要件	<p>・ビザ(有効期間1年)の更新・発給に際し、現在、当局はパスポートを3日間保留しているが、2013年に新しい手続きに変わり、約10日の保留となった。多数国を担当する為、出張の多い当社では、事業に差しさわりができる可能性がある。 (継続)</p>	・手続き時間の短縮化。	
23	諸制度・慣行・非能率な行政手続	日機輸	(1)	訴訟手続の遅延	<p>・2010年の売掛債権回収訴訟案件が未解決。 (継続)</p>	・手続き時間の短縮化。	